

第7号様式（選挙時登録の告示の様式）（第9条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 年 月 日何選挙を行うことに伴う選挙人名簿の登録を次により行う。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

- 1 被登録資格の決定の基準日 年 月 日（ただし、年齢については 年 月 日）
- 2 登録日 年 月 日
- 3 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 （毎日午前8時30分から午後5時まで）

別記第七号様式を次のように改める。

第6号様式（定時登録日を変更した場合の告示の様式）（第8条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第22条第1項ただし書き及び同法施行令第12条の規定により選挙人名簿の登録日及び縦覧期間を次のとおり定めた。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

- 1 登録日 年 月 日
- 2 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 （毎日午前8時30分から午後5時まで）

別記第六号様式を次のように改める。

第9号様式（登録の抹消の告示の様式）（第12条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第28条の規定により、年 月 日次の者を選挙人名簿から抹消した。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

投票区	住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考

備考 在外選挙人名簿の抹消の告示の場合は、「第28条」とあるのは「第30条の11」と記載し、表は次のとおりとする。

經由領事官の名称	最終住所地	氏 名	生年月日	備 考

別記第九号様式を次のように改める。

第8号様式（補正登録の告示の様式）（第11条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第26条の規定により、年 月 日次の者を選挙人名簿に登録した。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

投票区	住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考

別記第八号様式を次のように改める。

第11号様式（投票管理者等の選任の告示の様式）（第16条、第36条、第46条関係）

何選挙管理委員会告示第 号  
 年 月 日執行の何選挙における何市（町村）何投票区投票管理者（開票管理者）（選挙長）（選挙分会長）及び投票管理者（開票管理者）（選挙長）（選挙分会長）に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理すべき者は、次のとおりである。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

投票区 （開票区） （選挙を 行うべき 区域）	投票管理者 （開票管理者） （又は選挙長）		投票（開票）管理者（又は選挙長） に事故があるとき、又は欠けた ときその職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名

別記第十一号様式を次のように改める。

第10号様式（選挙期日の告示の様式）（第15条関係）

熊本県選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第 条第 項の規定により何選挙を次のとおり執行する。  
 年 月 日  
 熊本県選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

- 1 選挙期日 年 月 日
- 2 選挙区及び選挙すべき議員の定数  
 （備考） 知事選挙の場合は、2の事項は記載しない。

別記第十号様式を次のように改める。

第13号様式（指定投票区の取消の告示の様式）（第17条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第37条第7項の規定による次の指定投票区を取り消した。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

別記第十三号様式を次のように改める。

第12号様式（指定投票区の指定等の告示の様式）（第17条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第37条第7項及び同法施行令第26条第2項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、指定投票区を定めた。  
 年 月 日  
 何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区

別記第十二号様式を次のように改める。

第16号様式（指定在外選挙投票区の指定変更の告示の様式）（第18条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第30第の3第2項の規定による指定在外選挙投票区を次のとおり変更した。  
 年 月 日

何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

変更前  
 第 投票区

変更後  
 第 投票区

別記第十六号様式を次のように改める。

第15号様式（指定在外選挙投票区の指定の告示の様式）（第18条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第30第の3第2項の規定により、次のとおり指定在外選挙投票区として指定した。  
 年 月 日

何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

第 投票区

別記第十五号様式を次のように改める。

第23号様式（投票所開閉時刻の線上線下の告示の様式）（第21条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号  
 公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、年 月 日執行の何選挙の投票所を開く時刻（閉じる時刻）を次のとおり繰り上げる（繰り下げる）。  
 年 月 日

何市（町村）選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	備考

別記第二十三号様式を次のように改める。

別記第22号様式（投票所の表示の様式）（第20条関係）

年 月 日 執行

何 選 挙 何 （ 何 々 ） 投 票 所

別記第二十一号様式を次のように改める。  
 第二十一号様式 削除  
 別記第二十二号様式を次のように改める。